

給与所得や年金所得がある方のある方の市・道民税の申告

給与所得や年金所得がある方は、「市・道民税の申告」をすることにより、市・道民税が減額になる場合があります。

申告を済ませていない方で、所得控除(※)を追加する必要がある方は、市役所で手続きをしてください(税務署で確定申告を済ませた方や給与所得のみで年末調整が済んでいる方は、市役所への申告は必要ありません)。

※所得控除は社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除ほか

受付場所 税務課
○個人番号確認と身元確認による本人確認が必要になりますので、マイナンバーカードまたは運転免許証十マイナンバー入りの住民票の写しなどをお持ちください。
☎税務課Tel 28-8019

水道メーターの取り替え
計量法に基づく有効期限が満了になる水道メーターの取り替えを行います。対象となる各事業所、

「現金納付」クレジットカード納付
○6か月前納 870円割引
○1年前納 3,820円割引
○2年前納 16,010円割引
☎早割(当月分を月末に振替) 60円割引
○6か月前納 1,220円割引
○1年前納 4,510円割引
○2年前納 17,370円割引
※クレジットカード納付、口座振替については、いつでも申し込むことができます。現金納付の2年前納については、4月中であれば砂川年金事務所へ申し込むことができます。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

児童扶養手当額の改定について
4月から次のとおり手当額が改定されています。

特別児童扶養手当および特別障害者手当等	3月まで	4月から
特別児童扶養手当(1級)	56,800円	58,450円
特別児童扶養手当(2級)	37,830円	38,930円
特別障害者手当	29,590円	30,450円
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
経過的福祉手当	16,100円	16,560円

☎福祉課Tel 28-8022

家庭には事前に文書で連絡します。取り替え期間は、4月上旬から令和9年2月下旬までを予定しています。

なお、家屋の改造や取り壊しなどを予定している方は、問合先にご連絡ください。

☎中空知広域水道企業団 工務課 Tel 53-3840

飼い犬の届け出

次に該当するときは狂犬病予防法などによる手続きが義務付けられています。

①犬の登録申請
室内犬を含む生後91日以上の犬を飼育した場合、生涯1回の登録が必要で、登録手数料は1頭当たり3,000円です。市内の動物病院でも登録を受け付けます。鑑札と注射済票は必ず犬に着けてください。

②犬の登録事項変更届
住所や飼い主が変更になったとき

③犬の死亡届
登録した犬が死亡したとき

④犬の登録削除届
登録した犬が行方不明になったとき

●飼い主のマナー
犬のふん尿の始末は飼い主の責任です。ふんは必ず持ち帰りましょう。自宅敷地の決まった場所で排泄

定されます。

児童扶養手当		3月まで	4月から
本体額	全部支給	46,690円	48,050円
	一部支給	46,680円 11,010円	48,040円 11,340円
第2子以降加算額	全部支給	11,030円	11,350円
	一部支給	11,020円 5,520円	11,340円 5,680円

☎子ども家庭センターTel 28-8025

特別児童扶養手当および特別障害者手当等の手当額の改定

4月から次のとおり手当額が改定されます。

特別児童扶養手当および特別障害者手当等	3月まで	4月から
特別児童扶養手当(1級)	56,800円	58,450円
特別児童扶養手当(2級)	37,830円	38,930円
特別障害者手当	29,590円	30,450円
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
経過的福祉手当	16,100円	16,560円

☎福祉課Tel 28-8022

せつするようしつづけることも大切です。ふん尿の放置は、見た目・におい・衛生面で問題となり、土地の所有者や地域住民に多大な迷惑をかけることとなります。

また、放し飼いはせず、散歩時モリードの利用をお願いします。飼い犬であっても放たれている犬は、野犬とみなし捕獲するほか、滝川市畜犬取締り及び野犬掃とう条例により、野犬掃とうを行う場合があります。

☎くらし支援課Tel 28-8013

狂犬病予防注射について

狂犬病の予防注射については、掛かりつけまたはお近くの動物病院で個別接種をお願いします。予防注射を受けるときは、市から送付される「狂犬病予防注射の案内」をお持ちください。案内が届いていない場合は、問合先までご連絡ください。

市内動物病院
○あさひ町動物病院 朝日町東3丁目2番51号 Tel 22-7795
○滝川どうぶつクリニック(緑町7丁目7番31号) Tel 26-1160
○吉岡どうぶつ病院(空知町3丁目2番18号) Tel 22-3737
☎くらし支援課Tel 28-8013

たきかわクリーンデイ(春)
町内会・事業所・学校などの団体

献血にご協力をお願いします
日時・場所 5月2日(土)、3日(日)、4日(月) 各日9時30分〜12時、13時30分〜16時
☎福祉課Tel 28-8024

障がい者生涯学習 支援事業のお知らせ

滝川生涯学習振興会(リブライオンたきかわ)が開講する各種講座を受講する障がいをお持ちの方を支援します。

内容 リブライオンたきかわの年会費を市が助成します(実費については自己負担)。

対象 障害者手帳(身体・知的・精神)をお持ちの方

申込 三世代交流センター(Tel 24-0500)または問合先窓口にて備え付けの申請書に記載のうえ、申し込み。

☎福祉課Tel 28-8022

健康

料理へのこだわり
●筋力アップ!! スタミナごはん
日時 4月28日(火) 10時〜12時30分
場所 まちづくりセンター

体で、地域のごみを拾う清掃活動にご協力ください。

実施期間 4月11日(土)〜5月10日(日)

参加方法 ぐらし支援課または江部乙支所窓口、まちづくりセンターで参加登録を行ってください。申込書には団体名、連絡先、参加予定人数の記入が必要です。ごみ袋(ポランテニア袋)は必要に応じて登録受付時に配付します。集めたごみは分別してポランテニア袋に入れ、ごみの種類に応じて地域で決められた収集日(ご家庭の収集日・収集場所)に出してください。

※道路の落ち葉については土木課へお問い合わせください。

☎くらし支援課Tel 28-8013、江部乙支所Tel 75-2131、まちづくりセンターTel 74-6210、土木課Tel 28-8037

排水設備の工事は指定店で

排水設備(水洗化)工事は、市が指定した工事店で行ってください。作業内容や費用については各工事店にご確認ください。

※滝川市排水設備指定工事店は問合先窓口または、市公式ホームページ(ペー

ジID:2707)で確認できます。

☎土木課Tel 28-8035



法務局で遺言書を保管します

法務局では、自筆証書遺言で作成された遺言書を保管する「自筆証書遺言書保管制度」を取り扱っています。

手帳で自由度が高いという自筆証書遺言のメリットはそのまま、遺言書の紛失や改ざん、遺言書が相続人に発見されないなどの自筆証書遺言のデメリットを解消する制度です。

法務局で自筆証書遺言書を保管した後は、遺言者は遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができ、亡くなられた後に通知したい方を指定することができます。

※保管の手続きは、事前予約制、申請手数料3,900円。代理人による申請や郵送による申請はできません。

詳細は、法務省のホームページをご覧ください。

☎札幌法務局滝川支局Tel 23-3030



国民年金保険料について

令和8年度の1か月定額保険料は、17,920円になりました。前納すると保険料が割り引きになります。

令和8年度の1か月定額保険料は、17,920円になりました。前納すると保険料が割り引きになります。

歯科相談、歯周ポケット測定、歯科衛生士による歯磨き指導、唾液検査、75歳以上の方には舌や飲み込みなどの機能検査

※歯磨き指導に使用する歯ブラシ、フロス、歯間ブラシ等は差し上げます。

対象 成人の方(特に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方)

参加料 520円(歯ブラシ代を含む)

申込 4月21日(火)までに保健センター窓口または電話で申し込み。

☎健康づくり課Tel 24-5256

ヘルシーエクササイズ

日時 4月7日(火)〜令和9年3月30日(火)までの毎週火曜日(5月5日、8月11日、9月8日、9月29日、10月27日、11月3日、12月29日、令和9年2月23日を除く)

場所 保健センター

内容 自宅でもできる椅子を使ったストレッチと筋力運動を行います。

参加料 無料

持ち物 動きやすい服装、靴、飲み物、タオル

※申込不要。はじめて参加される方は事前に保健センターへお問い合わせください。

☎健康づくり課Tel 24-5256